

認知症対応型共同生活介護 利用契約書

第1条 (契約の目的)

事業者は、認知症対応型共同生活介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項にしたがって認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者又は利用者を扶養する者（以下「身元引受人」という。）は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間と更新)

本契約の契約期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。ただし、契約期間満了日の30日前までに、利用者又は身元引受人から更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新され、以降も同様とします。

第3条 (連帯保証人)

- 1 連帯保証人は、本契約に基づく利用者および身元引受人の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引取り等を行うことに責任を負います。
- 2 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 3 前項の負担は、極度額 150 万円を限度とします。
- 4 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 5 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

第4条 (利用基準)

利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ①法令において定められた介護度の状態であり、かつ認知症の診断がされていること

- ②少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③自傷他害の恐れがないこと
- ④常時医療機関において専門的な治療をする必要がないこと
- ⑤本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

第5条 （認知症対応型共同生活介護計画の作成）

- 1 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び身元引受人と介護従業者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護計画」という）を、速やかに作成します。
- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 利用者及び身元引受人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者または身元引受人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び身元引受人に対し内容を説明します。

第6条 （サービスの内容及びその提供）

- 1 事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の認知症対応型共同生活介護サービス（以下、「サービス」という）を提供します。
 - ① 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。
 - ア．入浴、排泄、食事、着替え等の介護
 - イ．日常生活上の世話
 - ウ．日常生活の中での機能訓練
 - エ．相談、援助
 - ② 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。
- 2 事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
- 3 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合、家族の集

い等により必要と認められ、書面での同意がある場合はこの限りではありません。

しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を扶養者に報告します。

- 4 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。
- 5 利用者の求めに応じて、サービス提供記録・介護記録を開示いたします。
- 6 利用者の求めに応じて、事業計画及び財務内容を閲覧可能といたします。

第7条 （医療上の必要への対応）

- 1 事業者は、利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
- 2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
- 3 供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関と連携をとっています。

第8条 （利用料等の支払）

- 1 利用者又は身元引受人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとりの利用料等を支払います。
- 2 事業者は、利用者が事業者に支払うべき認知症対応型共同生活介護サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます（以下、「法定代理受領サービス」という）。
- 3 事業者は、利用者又は身元引受人に対し、毎月25日までに、前月の利用料等を請求します。
- 4 利用者又は身元引受人は事業者に対し、前項の利用料等を当月末日までに、事業者の指定する方法により支払います。
- 5 事業者は、利用者又は身元引受人から利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人に対し、領収証を発行します。

第9条 （法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合において、利用者又は身元引受人から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、利用者又は身元引受人に対

してサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第10条 （利用者及び身元引受人の権利）

利用者及び身元引受人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧ 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載しています。）

第11条 （利用者及び身元引受人の義務）

利用者及び身元引受人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供すること
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと

ただし、利用者又は身元引受人が、介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び身元引受人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。

- ④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者知ら

せること

- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づくグループホームへの立ち入り調査について利用者及び扶養者は協力すること

第12条 （造作・模様替え等の制限）

- 1 利用者及び身元引受人は、居室に造作・模様替えをするときは、事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用および契約終了時の原状回復費用は、利用者及び身元引受人の負担とします。
- 2 利用者及び身元引受人は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3 利用者及び身元引受人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

第13条 （利用者の入院期間中の取扱い）

利用者が病院又は診療所に入院した場合、入院後3カ月以内に退院することが明らかに見込まれる場合、利用者及びその家族の希望等を配慮し、必要な便宜を図るとともに、退院後も円滑に再入居できるようにします。

第14条 （契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護の認定更新において、利用者が法令に定めた入居条件となる介護状態でないとして認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者又は身元引受人が第14条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④ 事業者が第15条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 利用者に7日間以上の入院治療の必要が生じ、その移転先が決まったとき
- ⑥ 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設側で受け入れが可能となったとき

第15条 （利用者の契約解除）

利用者及び身元引受人は事業者に対し、いつでも30日の予告期間においてこの契約を解除することができます。

第16条 （事業者の契約解除）

事業者は利用者及び身元引受人に対し、次の各号に該当する場合においては、この契約を解除することができます。

- ① 利用料やその他自己の支払うべき費用を3か月以上遅延し、事業者が契約者に対して10日以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず、全額の支払いがないとき。
- ② 伝染性疾患により、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認めたとき
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業所が判断したとき
- ④ 利用者又は身元引受人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。または、利用者や身元保証人等が当事業所や、当事業所の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- ⑤ 利用者が、職員又は他の入居者に対して、利用継続が困難となる程度のハラスメント行為を行ったとき。

第17条 （退居時の援助及び費用負担）

- 1 本契約の解除あるいは、終了により利用者がグループホームを退居するときは、事業者は居宅介護支援事業者またはその他の保健機関、もしくは福祉サービス機関、医療機関等と連携して、利用者及び身元引受人に対して、円滑な退居のために必要な援助を行います。

なお、利用者の退居までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者及び身元引受人の負担とします。

- 2 利用者の退居の際、必要とされる壁紙張替、床等のリフォーム費用については、原則として利用者及び身元引受人の負担とします。

第18条 （損害賠償）

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償するための対応を行います。

ただし、利用者に故意または重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

- 2 事業者は、万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載の通り損害賠償保険に加入しています。
- 3 利用者の故意または重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程

度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は身元引受人が負担します。

第19条 （損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第20条 （秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、扶養者等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 予め文書により利用者又は身元引受人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報の提供をすることができます。

第21条 （合意管轄）

本契約に基づく訴訟の必要を生じた場合には、事業所の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに、利用者及び身元引受人、事業者は予め合意します。

第22条 （契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び身元引受人、事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

以上

